

第7章 経営局

第1節 農業経営政策

1 担い手の育成・確保

(1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

我が国農業を安定的に発展させ、国民に対する食料の安定供給を確保していくためには、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第21条に示されたとおり、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を構築することが重要である。

このため、農業の担い手の育成については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき、
・法人雇用による就農の拡大、就農しようとする青年の研修及び経営の確立のための支援
・経営者らしい農業者を育成するための農業経営者教育に対する支援
・経営の法人化、集落営農の組織化・法人化に対する支援
・日本政策金融公庫の融資制度、農業法人投資円滑化法に基づく農業法人への出資支援の強化等の担い手に対する金融支援等を実施した。

また、令和2年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画の中で、「効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体」に「それを目指している経営体」も加え、併せて、「担い手」と考え、具体的には、

- ① 効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営の改善に取り組む認定農業者
- ② 将来、認定農業者となると見込まれる認定新規就農者
- ③ 将来、法人化して認定農業者となることも見込まれる集落営農

を「担い手」として位置付け、これらの経営体に対して、重点的に経営発展に向けた支援を実施する。

(2) 農業経営基盤強化促進法の運営

ア 農業経営基盤強化促進法の趣旨

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものである。

イ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村は、それぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針(基盤強化法第5条の規定に基づき都道府県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針をいう。以下同じ。)及び基本構想(基盤強化法第6条の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。)を作成し、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、効率的かつ安定的な農業経営の指標、農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標等を定めることとしている。なお、基本構想は、1,669の市町村(特別区を含む。)で策定されている(平成31年3月末時点)。

ウ 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する。

この認定農業者に対しては、経営所得安定対策(畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和対策)、日本政策金融公庫による必要な資金の貸付け、農業委員会による農地利用集積の支援、税制上の特例措置等の施策を重点的に実施することとしている。なお、認定農業者数については、23万9,043(前年同月比1,622(0.7%)の減少)となった(平成31年3月末時点)。

(3) 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化には、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農

機会の拡大など経営発展の効果が期待される。

法人経営体数は、平成12年からの10年間で約2倍となり、平成22年には12,511法人となった。こうしたことを踏まえ、平成25年に閣議決定した「日本再興戦略」では、令和5年までの10年間で法人経営体の増加ペースを倍増させ、平成22年の約4倍である5万法人を目指すこととされた。

なお、平成31年2月時点の法人数は23,400法人となっている(平成31年農業構造動態調査)。

(4) 「人・農地プラン」の推進

地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させるため、地域の農業者と、地方公共団体、農業委員会、農業協同組合、土地改良区といったコーディネーター役を担う組織や農地中間管理機構が一体となって人・農地プランの実質化(農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を「見える化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく取組)を推進した。

なお、令和2年3月末現在において、既に実質化されている地区が18,826地区、工程表を作成して実質化に取り組む地区が48,790地区となった。

(5) 新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」の創設

深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる制度として、平成31年4月に改正された出入国管理及び難民認定法により、新たな外国人材の受入れのための在留資格である「特定技能制度」が創設された。

この制度により令和2年3月末時点で、農業分野では686人の外国人材が受け入れられている。

また、制度の適切な運営を図るため、受入機関、業界団体、関係省庁で構成する農業特定技能協議会及び運営委員会を設置し、令和元年度末時点で、協議会を1回、運営委員会を4回開催し、農林水産省を始めとした関係省庁、農業関係団体等の構成員とともに、本制度の状況や課題の共有、その解決に向けた意見交換等を実施した。

2 新規就農者・青年農業者の育成・確保

基幹的農業従事者の平均年齢が67歳(平成31年)と高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実

現するためには、新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大することが必要である。

このため、青年新規就農者を増大させるための各種支援を行った。

(1) 農業人材力強化総合支援事業

ア 農業次世代人材投資事業

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(年間最大150万円、最長2年間)及び経営開始直後の経営確立を支援する資金(年間最大150万円、最長5年間)を交付した。

(予算額 15,470百万円)

イ 農の雇用事業

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、農業法人が新規就業者を雇用して実施する実践的な研修(年間最大120万円、最長2年間)等に対して支援した。

(予算額 4,958百万円)

ウ 農業経営確立支援事業

(ア) 農業経営者育成教育事業

a 高度農業経営者教育機関への支援

地域農業のリーダーとなる農業経営者を育成するため、民間法人等が行う、①農業大学校等の地域の中核教育機関の学生等を対象とした高度な経営力養成のための研修、②農業大学校の講師等の指導者を対象とした指導力向上研修等を支援した。

(予算額 56百万円)

b 地域の中核教育機関への支援

農業大学校等地域の農業経営者育成の中核となる教育機関が行う新たな教育の実施・教育体制の強化・教育施設の整備について支援した。

(予算額 166百万円)

(イ) 新規就農意欲喚起・相談等支援事業

a 先進経営体の活躍と働き方の見える化への支援

職業としての農業を知ってもらうため、労働環境や人材育成で若者を惹きつける魅力ある農業経営体の「見える化」する取組を支援した。

(予算額 42百万円)

b 若者の就農意欲喚起の取組への支援

大学生や高校生等若者の就農意欲を喚起す

るため、先進的な農業経営を知る機会や先端技術を学ぶ機会等を提供する取組を支援した。

(予算額 27 百万円)

c 短期就業体験の実施

農業知識・経験不足等による就業時のミスマッチを防止し、新規雇用者の定着を促進するため、農業法人等の短期就業体験の実施を支援した。

(予算額 30 百万円)

d 就農相談会の開催

就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、農業法人等による会社説明会や就農セミナー等を総合的に行う就農相談会を開催した。

(予算額 88 百万円)

e 農業の新しい働き方確立への支援

労働力需給の実態調査や、労働力募集等の労働力確保の取組と労働環境の整備等の農業の「働き方改革」を一体的に行う産地の取組を支援した。

(予算額 42 百万円)

(ウ) 農業経営塾創出・展開支援事業

優れた経営感覚を備えた担い手の育成のため、営農しながら体系的に経営を学べる農業経営塾の創出・展開を支援した。

(予算額 124 百万円)

(2) 新規就農・労働力確保支援事業

就農希望者の円滑な就農を促進するため、相談員による求人情報等の収集・提供、新規就農相談活動を支援した。

(3) 新規就農支援緊急対策事業

ア 就職氷河期世代の新規就農促進事業

就職氷河期世代の就農を後押しするため、研修期間に必要な資金（年間最大 150 万円、最長 2 年間）を交付した。

(予算額 1,700 百万円)

イ 地域における受入れ体制の構築支援事業

就職氷河期世代やシニア世代を含む幅広い世代の就農を促進するため、就農検討段階から農業への定着まで一貫した支援体制の構築を支援した。

(予算額 50 百万円)

ウ シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業

50 代の就農希望者を対象とする研修機関等における研修を支援した。

(予算額 642 百万円)

エ 新規就農支援緊急対策整備事業

就職氷河期世代等の幅広い世代の就農希望者に対するリカレント教育を実施するために必要となる研修教育施設及び設備を整備した。

(予算額 1,414 百万円)

(4) 認定新規就農者制度

青年新規就農者を増大させるため、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要であることから、平成 26 年度から農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が青年等就農計画を認定する「認定新規就農者制度」を創設した。

なお、認定新規就農者数については、11,397 となった(令和 2 年 3 月末時点)。

(5) 青年等就農資金

認定新規就農者制度の創設を踏まえ、平成 26 年度から認定新規就農者に対し、日本政策金融公庫等が無利子で貸付ける「青年等就農資金」を創設した。令和元年度貸付実績は、2,290 件、132.6 億円であった。

(予算額 238 百万円)

3 経営体育成支援等

地域の中心経営体等が、経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械・施設の整備等を、都道府県・市町村を通じ支援した。

(1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金

ア 先進的農業経営確立支援タイプ

融資主体補助型

広域に展開する農業法人等が、融資を受けて、経営の高度化に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援した。

イ 地域担い手育成支援タイプ

(7) 融資主体補助型

農業者が、融資を受けて、経営基盤の確立や更なる発展に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援した。

(4) 条件不利地域型

経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援した。

(予算額 23,024 百万円の内数)

(2) 担い手確保・経営強化支援事業

農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化

に取り組む地区の中心経営体である認定農業者等が、融資を受けて、農業経営の経営発展に取り組む場合に必要の機械・施設の導入を支援した。

(補正額 2,273 百万円)

(3) 特定地域経営支援対策事業

ア アイヌ農林漁業対策事業

北海道のアイヌ住民の居住地区における農林漁業は他の地区に比べ、経営規模が零細で生産性が低いことから、アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、農林漁業経営の近代化のための施設等の整備を支援した。

(予算額 221 百万円)

イ 沖縄農業対策事業

沖縄県における地理的・自然的条件や特有の歴史的・社会的条件の不利による本土農業との格差是正等を図るため、意欲ある多様な経営体の育成に必要な施設等の整備を支援した。

(予算額 474 百万円)

(4) 人権問題啓発事業

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に即して、農林漁業関係団体の人権意識の向上のための啓発活動を推進した。

ア 人権問題啓発推進事業

全国農林漁業団体が、当該職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を支援した。

(予算額 4 百万円)

イ 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業

農林漁業団体職員や農地所有適格法人、集落営農組織等を対象に、人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を実施した。

(予算額 7 百万円)

4 女性の能力の積極的な活用

農業就業人口の約半数を占める女性は、農業や地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化の担い手としても大きく期待されていることから、その能力の発揮を一層促進する必要がある。

女性の能力の積極的な活用を進める観点から、以下の施策を講じた。

(1) 企画・立案段階からの女性の参画促進

地域農業に関する方針を企画・立案する段階から女性の参画を促進するため、農業委員等への女性登

用を推進した。また、地域農業の目指すべき方向や確保すべき経営体の姿を定める「人・農地プラン」を審査・検討する市町村の検討会において、女性農業者が概ね3割以上参画するよう推進した。

(2) 地域農業の活性化にチャレンジする女性への支援

経営体向けの補助事業については、女性農業者等の積極的活用が望まれることから、女性経営者のネットワーク等を通じて周知徹底を図るとともに、女性や女性グループが積極的に採択されるよう配慮した。

(3) 女性が変わる未来の農業推進事業

次世代リーダーとなり得る女性農業経営者の育成及び女性農業者の働きやすい環境整備の推進にかかる取組を支援した。

(予算額 79 百万円)

第2節 農地制度

1 国家戦略特別区域法における農地法の特例措置

農地所有適格法人以外の法人による農地取得の特例を定めた改正国家戦略特別区域法が平成28年9月に施行され、当該特例の対象地域として兵庫県養父市が政令指定された。当該特例では、地方公共団体を通じて農地の所有権を取得すること、法人が農地を不適正利用した場合には、地方公共団体に農地の所有権を移転すること等の一定の要件を満たす場合に、農地所有適格法人以外の法人による農地の所有権の取得を認めることとされた。令和2年3月までに、この特例を活用して、5社が兵庫県養父市において農地を取得した。

2 担い手への農地集積の状況

農地面積に占める担い手の利用面積の割合は、平成5年の認定農業者制度の創設以降、認定農業者を対象とした施策の効果もあり、平成12年度(平成13年3月末現在)の27.8%から平成22年度(平成23年3月末現在)の48.1%に上昇した後、数年間停滞していた。

担い手への農地集積・集約化を加速化するため、平成26年に農地中間管理機構を各都道府県に整備したことにより、担い手への農地集積は再び上昇に転じ、令和元年度(令和2年3月末現在)の農地面積

に占める担い手の利用面積の割合は 57.1%となった。

3 農地集積対策

(1) 農地中間管理事業

担い手への農地集積・集約化を進めるため、公的な農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構を都道府県段階に整備する「農地中間管理事業の推進に関する法律」が、平成 25 年の第 185 回国会(臨時会)において成立し、平成 26 年 3 月に施行された。

令和元年度には施行から 5 年を迎えたため、さらに事業を加速化させるべく、「人・農地プラン」の実質化、手続の簡素化、支援体制の一体化等の内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正農地バンク法」という。)が第 198 回国会(常会)において成立し、令和元年 5 月に公布された。

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業は、地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに農地を集約化する必要がある場合に、農地中間管理機構が出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に貸し付けるほか、必要な場合には農地中間管理機構が農地の大区画化等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付ける事業である。

また、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化促進法に基づき、特例事業として農地の売買を行うことができる。

令和元年度の農地中間管理機構の実績は、借入面積が 3.5 万 ha、転貸面積が 4.0 万 ha となった。

(2) 農地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化事業は、農地利用集積円滑化団体が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする事業であり、次の事業からなる。

なお、令和元年度に成立した改正農地バンク法の施行により、農地利用集積円滑化事業は令和元年度末をもって廃止された(一部経過措置あり)。

ア 農地所有者代理事業

農地利用集積円滑化団体が農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業(当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む)。

イ 農地売買等事業

農地利用集積円滑化団体が農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業。

ウ 研修等事業

農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業。

(3) 機構集積協力金

農地中間管理機構に対し、地域における話合いに基づきまとまった農地を貸し付けた地域や、農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付。

(予算額 4,719 百万円)

(4) 農地法に基づく遊休農地に関する措置

農業委員会は農地法に基づき、農地の利用状況調査、利用意向調査等を実施している。平成 30 年の遊休農地面積は、9 万 7,814ha(対前年比 99.3%)となった。

4 耕作目的の農地の権利移動の状況

(1) 耕作目的の農地の権利移動の状況

ア 総権利移動の動向

平成 29 年の耕作目的の農地の総権利移動(農地法及び農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく権利移動の合計)は、全体で 49 万 7,748 件(対前年比 100.5%)、31 万 1,106ha(同 90.4%)となった。

イ 所有権耕作地有償所有権移転

所有権耕作地有償所有権移転(農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づくものの合計)は、平成 29 年は件数で 4 万 9,203 件(対前年比 104.7%)、面積で 3 万 2,668ha(同 112.5%)となった。

ウ 農地法に基づく賃借権の設定等

(ア) 賃借権の設定

賃借権の設定は、平成 29 年は 5,866 件(対前年比 90.4%)、8,141ha(同 104.3%)となった。

(イ) 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、平成 29 年は 5,699 件(対前年比 88.7%)、2 万 4,163ha(同 104.4%)となった。

エ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定(農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託に

よる権利の設定の合計)は、平成29年は37万9,913件(対前年比101.8%)、18万8,707ha(同99.2%)となった。

(2) 賃貸借の解約、利用権の終了の状況

ア 農地法に基づく賃貸借の解約等(転用目的の解約等を含む。)

農地法に基づく賃貸借の解約と農業経営基盤強化促進法に基づく利用権(賃借権)の中途解約の合計は、平成29年は6万8,630件(対前年比101.3%)、3万7,300ha(同96.0%)となった。

イ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の終了
農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成29年中に利用権が終了したものは19万1,594件(前年比102.5%)、8万2,646ha(同100.3%)であった。

ウ 利用権の再設定

利用権(賃借権)が終了したものの(再設定の有無不明は除く。)のうち、平成29年中に利用権を再設定したものは件数で66.4%(面積70.1%)となった。また、再設定予定のもの(平成29年中には再設定しなかったが、平成30年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のもの)は、件数で6.7%(面積6.6%)となった。

第3節 農業委員会制度

1 制度の概要

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置されている。農業委員会数は、令和元年10月1日現在1,703委員会となっている。

平成28年4月に施行された「農業協同組合等の一部を改正する等の法律」では、農業委員会法の見直しが行われ、農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)が農業委員会の必須業務に位置付けられた。

また、地域での農地等の利用の最適化を図る活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、地域の農業者等の話し合いを進め、担い手への農地利用の集積・集約化を図るための調整等の現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設された。

さらに、農業委員会のサポート業務を行うため、指定法人として(都道府県・国が指定)農業委員会ネットワーク機構が法律に位置付けられた。

2 農業委員会等に対する国庫補助

農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構及び全国農業委員会ネットワーク機構に係る国庫補助としては、以下のとおりである。

(1) 農業委員会に係る国庫補助

ア 農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費

(予算額 4,718百万円)

イ 農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費

(予算額 6,713百万円)

ウ 遊休農地の所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等に要する経費

(予算額 2,864百万円の内数)

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構に係る国庫補助

ア 都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費

(予算額 515百万円)

イ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等に要する経費

(予算額 2,864百万円の内数)

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構に係る国庫補助

都道府県農業委員会ネットワーク機構への研修等に要する経費

(予算額 2,864百万円の内数)

第4節 農業金融等

1 組合金融の動き

政府においては、「『日本再興戦略』改訂2014」及び「規制改革実施計画」が平成26年6月24日に閣議決定され、農協の在り方等に関して、農業委員会、農業生産法人と一体的に見直しを断行することとされた。加えて、農林水産業・地域の活力創造本部が同日に改定した「地域の活力創造プラン」にも、

農協・農業委員会等に関する改革の推進が農業の成長産業化に向けた大きな柱として盛り込まれた。

これらを受けて、政府・与党において、農業協同組合法改正に向けた議論が行われ、平成27年2月13日、農林水産業・地域の活力創造本部において、「農協改革の法制度の骨格」が決定され、政府は第189回国会(常会)において「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」を提出した(平成27年9月4日公布)。同法により改正された農協法には、農協が事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限配慮をしなければならないことなどが定められ、平成28年4月1日に施行された。

以上のような情勢の下、令和元年度の系統信用事業は、次のような動向となった。

(1) 農協の動き

ア 貯金

令和元年度末の貯金残高は104兆1,148億円となり、前年度末に比べ8,903億円(0.9%)増加した。

イ 借入金

令和元年度末の借入金残高は4,841億円(このほか日本政策金融公庫(農林水産事業)から転貸用借入金1,407億円)となり、前年度末に比べ731億円(17.8%)増加した。

ウ 貸出金

令和元年度末の貸出金残高は21兆1,040億円(このほか日本政策金融公庫(農林水産事業)資金による貸出1,449億円、金融機関向け貸出7,610億円)となり、前年度末に比べ3,638億円(1.8%)増加した。

この結果、貯貸率は20.1%から20.3%に増加した。

また、貸出金残高の短期、長期別の年度間増減をみると、前年度末に比べ短期貸出が262億円(3.8%)の減少、長期貸出が2,636億円(1.3%)の増加となった。

なお、長期貸出比率は97.0%で、前年度末に比べ0.2ポイント増加した。

エ 余裕金

農協の余裕金(現金を除く。)は、主として信農連への預け金および有価証券等で運用されており、その令和元年度末残高は82兆9,601億円で、前年度末に比べ4,136億円(0.5%)増加した。

その運用内訳をみると、預け金が78兆9,293億円で前年度末に比べ3,198億円(0.4%)増加し、余裕金の95.1%を占めた。このうち系統への預け

金が78兆7,115億円で、余裕金全体の94.9%を占めている。

また、令和元年度末における有価証券保有残高は4兆73億円で前年度末に比べ920億円(2.3%)増加し、余裕金全体に占める割合は4.7%から4.8%に増加した。

(2) 信農連の動き

ア 貯金

令和元年度末の貯金残高は66兆7,435億円となり、前年度末に比べ1兆3,000億円(0.5%)増加した。

イ 借入金

令和元年度末の借入金残高は2兆3,273億円となり、前年度末に比べ1,557億円(7.2%)増加した。

ウ 貸出金

令和元年度末の貸出金残高は6兆3,299億円(金融機関向け貸出を除く)となり、前年度末に比べ3,531億円(5.9%)増加した。

この結果、年度末残高の貯貸率は、9.0%から9.4%に増加した。

エ 余裕金

信農連の余裕金(現金を除く。)は、主として農林中金への預け金及び有価証券等で運用されており、その令和元年度末残高は64兆8,471億円で、前年度末に比べ1,443億円(△0.2%)減少した。

その運用内訳をみると、預け金が43兆2,336億円で余裕金の66.7%を占め、前年度に比べ7,392億円(△1.6%)減少した。このうち系統への預け金は43兆1,700億円で余裕金全体の66.6%を占めており、前年度末に比べ7,494億円(△1.7%)減少した。また、令和元年度末における有価証券保有残高は20兆3,061億円で前年度末に比べ5,067億円(2.5%)増加し、余裕金全体に占める割合は30.5%から31.3%に増加した。

(3) 農林中央金庫の動き

ア 預金

令和元年度末の預金残高は65兆6,560億円となり、前年度末に比べ1兆1,655億円(1.7%)減少した。

この預金を預かり先別に見ると、会員の残高が59兆4,389億円で、1兆183億円(1.7%)の減少、また、会員以外の残高は6兆2,169億円で、1,472億円(2.3%)の減少となった。

なお、預金残高総額に占める会員団体の業態別の割合は、農協系統が87.4%と大部分を占めており、水産系統3.0%、森林系統0.01%となった。

イ 農林債券

第7章 経 営 局

令和元年度末の農林債券の発行残高は 7,914 億円となり、前年度末に比べ 4,708 億円 (37.3%) 減少した。

ウ 貸出金

(ア) 会員貸出

令和元年度末の会員貸出金残高は 2 兆 2,991

億円となり、前年度末に比べ 2,719 億円 (13.4%) 増加した。

これを団体別に見ると、農協系統は 2 兆 2,321 億円で 2,606 億円 (13.2%) の増加、水産系統が 577 億円で 108 億円 (23.0%) の増加、森林系統が 82 億円で 5 億円 (5.7%) の減少となった。

表 1 農協信用事業主要勘定

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金 〔日本公庫 転貸資金 を除く〕	貸出金(B) 〔日本公庫 資金、金 融機関貸 出を除く〕	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
平成 30 年 3 月末	1,013,060	3,941	205,439	766,447	764,084	38,991	20.3
平成 31 年 3 月末	1,032,245	4,110	207,402	786,095	783,492	39,153	20.1
令和元年 3 月末	1,041,148	4,841	211,040	789,293	787,115	40,073	20.3

表 2 信農連主要勘定表

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金	貸出金(B) 〔金融機関 貸出を除く〕	金融機関 貸出	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
平成 30 年 3 月末	660,690	18,090	55,875	18,551	431,465	430,953	192,393	8.4
平成 31 年 3 月末	664,435	21,715	59,768	17,842	439,728	439,194	197,994	9.0
令和元年 3 月末	667,435	23,273	63,299	18,768	432,336	431,700	203,061	9.4

表 3 農林中央金庫主要勘定

(単位：億円)

	預金	発行債券	会 員 貸 出	会員以外の 貸出	有価証券
平成 30 年 3 月末	658,238	17,744	15,228	102,198	523,327
平成 31 年 3 月末	668,215	12,622	20,272	164,108	557,511
令和元年 3 月末	656,560	7,914	22,991	175,297	546,943

資料：農林中央金庫ディスクロージャー誌単体の数値であり、単位未満は切り捨て。

(イ) 会員以外の貸出

令和元年度末の会員以外の貸出金残高は 17 兆 5,297 億円となり、前年度末より 1 兆 1,189 億円 (6.8%) 増加した。このうち、関連産業法人向けの貸出金残高は 5 兆 4,095 億円で、前年度末に比べ 5,564 億円 (11.5%) の増加となった。他方、関連産業法人向け以外(農林水産業者、公共法人、金融機関等)の貸出金残高は 12 兆 1,200 億円で、前年度末に比べ 5,625 億円 (4.9%) 増加した。

エ 貸出金以外の資金運用については、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち令和元年度末の有価証券保有残高は 54 兆 6,943 億円で、前年度末に比べ 1 兆 568 億円 (1.9%) 減少し

た。

(4) 農水産業協同組合貯金保険機構

農水産業協同組合貯金保険(貯金保険)機構は、貯金保険制度の運営主体として貯金保険法に基づき、昭和 48 年 9 月に設立された認可法人である。

貯金保険制度は、信用事業を行っている組合(農協、漁協等)に万一経営破綻が生じた場合、その貯金者に対し、貯金保険機構が保険金の支払い及び貯金等債権の買取り、資金援助等の措置により、貯金者の保護と信用秩序の維持に資することを目的としている。

貯金保険機構が、保険金の支払い等に必要な資金として積み立てている責任準備金は、令和元事業年

度末において4,417億2千1百万円となっている。
なお、平成17年4月以降のペイオフ全面解禁後は、
組合の経営破綻は生じていない。

2 株式会社日本政策金融公庫の貸付計画等

(1) 貸付計画及び資金計画

令和元年度における貸付計画額は、資金需要の実勢及び東日本大震災の復旧・復興を勘案の上、前年度の6,150億円から610億円増額の6,760億円(補正予算後)とした。資金の区分別の内訳は表4のとおりである。

令和元年度の資金交付計画の総額は、前年度の5,910億円から750億円増額の6,660億円(補正予算後)とした。この原資として、一般会計からの出資金29億円、借入金5,500億円(財政融資資金)、農林漁業信用基金からの寄託金5億円及び自己資金等1,126億円(うち財投機関債500億円)を充当することとした。また、日本政策金融公庫農林水産業者向け業務の貸付けにより生じる政策コストについて、一般会計からの補給金167億26百万円(30年度169億70百万円)、東日本大震災復興特別会計からの補給金17百万円(30年度20百万円)の繰入れを予定した。

なお、令和元年度末時点の日本政策金融公庫農林水産業者向け業務に対する政府出資金は4,024億円となっている。

表4 日本政策金融公庫貸付計画

区 分	(単位：百万円)		
	令和元年 度	平成30年 度	比較増△減
経営構造改善	469,300	423,540	45,760
基 盤 整 備	39,900	36,790	3,110
一 般 施 設	123,700	129,170	△5,470
経営維持安定	23,100	25,500	△2,400
災 害	20,000	-	20,000
合 計	676,000	615,000	61,000

注：補正予算後の計数

(2) 制度改正

令和元年度における融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

ア 青年等就農資金について、青年等就農計画に即した施設整備等を図るために必要な資金の償還期限を延長した。

イ 林業構造改善事業推進資金について、林業者が行う単独融資事業(非補助事業)の貸付対象者を、森林経営管理法に基づき経営管理実施権の設定を受けたものに限定するとともに、貸付限度額を引き上げた。

ウ 農林漁業セーフティネット資金について、度重なる自然災害や経営環境の変化等の影響により、経営の維持安定のために本資金が必要となった場合でも十分に対応できるよう、貸付限度額を引き上げた。

エ 特定農産加工資金について、農産加工品の輸入増加などの影響を受ける特定の農産加工業者の体質強化を図るため、特定農産加工業種を拡充するとともに、関連農産加工業種を拡充した。

オ 令和元年台風第19号による被災農林漁業者の経営再建等を図るため、以下の特例措置を講じた。

(7) 経営再建等を図るために必要な資金(対象資金は、農業基盤整備資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金、林業基盤整備資金、漁業基盤整備資金、漁業経営安定資金)について、実質無担保・無保証人融資制度を措置した。

(4) 農林漁業セーフティネット資金及び農林漁業施設資金について、貸付限度額の特例措置を講じた。

カ 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた農林漁業者等の経営再建等を図るため、以下の特例措置を講じた。

(7) 経営再建等を図るために必要な資金(対象資金は、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金)について、実質無担保・無保証人融資制度を措置した。

(4) 農林漁業セーフティネット資金について、貸付金の使途に新型コロナウイルス感染症による影響を追加するとともに、貸付限度額の特例措置を講じた。

3 株式会社日本政策金融公庫資金

(1) 貸付状況

令和元年度の貸付額は表5のとおり4,840億円で、貸付計画額6,760億円に対し、72%の執行率となった。

ア 経営構造改善関係資金

令和元年度の経営構造改善関係資金の主な貸付額をみると、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)は2,957億円、青年等就農資金は133億円、経営体育成強化資金は54億円、農業改良資金は3億円、漁業経営改善支援資金は160億円、中山間地域活性化資金は161億円となった。これらの結果、全体としては、3,470億円となった。

イ 基盤整備関係資金

令和元年度の基盤整備関係資金の貸付額をみると、農業基盤整備資金は188億円、担い手育成農地集積資金は117億円、林業基盤整備資金は70億円、森林整備活性化資金は4億円、漁業基盤整備資金は2億円となった。これらの結果、全体としては、381億円となった。

ウ 一般施設関係資金

令和元年度の一般施設関係資金の主な貸付額をみると、農林漁業施設資金は309億円、特定農産加工資金は153億円、食品流通改善資金は173億円となった。これらの結果、全体としては、780億円となった。

エ 経営維持安定関係資金

令和元年度の経営維持安定関係資金の貸付額をみると、農林漁業セーフティネット資金は187億円、漁業経営安定資金は4億円となった。これらの結果、全体としては、192億円となった。

オ 災害関係資金

令和元年度の災害関係資金の貸付額は、全体として17億円となった。

(2) 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の金利負担軽減措置等

実質化された人・農地プランの中心経営体として位置付けられた等の認定農業者が借り入れた農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)について、金利負担軽減措置を講じた。

また、平成27年度から令和元年度までの各補正予算において、「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和元年12月5日TPP等総合対策本部決定)等に即し、新たに攻めの経営展開に取り組む実質化された人・農地プランの中心経営体として位置づけられた等の認定農業者が借り入れる農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)について、金利負担軽減措置を講じた。

表5 日本政策金融公庫資金貸付額

		(単位：百万円)	
区 分	令和元年度	平成30年度	
経営構造改善	346,968	394,788	
農業経営基盤強化	295,650	331,089	
青年等就農	13,259	12,966	
経営体育成強化	5,415	3,839	
農業改良	313	970	
林業構造改善事業推進	50	-	
林業経営育成	77	168	
漁業経営改善支援	15,964	19,647	
中山間地域活性化	16,104	26,110	
振興山村・過疎地域経営改善	137	-	
基 盤 整 備	38,085	37,782	
農業基盤整備	18,779	17,205	
担い手育成農地集積	11,748	11,394	
林業基盤整備	7,004	7,505	
森林整備活性化	374	312	
漁業基盤整備	180	1,367	
一 般 施 設	78,032	116,607	
農林漁業施設	30,917	48,798	
畜産経営環境調和推進	195	50	
特定農産加工	15,260	21,851	
食品産業品質管理高度化促進	3,127	4,225	
漁船	-	-	
水産加工	5,741	6,776	
食品流通改善	17,323	30,394	
食品安定供給施設整備	70	160	
農業競争力強化支援	5,400	4,154	
塩業、新規用途、乳業	-	200	
経営維持安定	19,156	8,404	
漁業経営安定	430	-	
農林漁業セーフティネット	18,726	8,404	
災 害	1,713	763	
計	483,955	558,344	

注：単位未満四捨五入につき合計と内訳が一致しないことがある。

4 農業近代化資金

農業近代化資金は、昭和36年に創設され、農業者等の農業経営の近代化に資することを目的に、長期かつ低利な施設資金等の円滑な供給に努めてきたところであるが、三位一体改革により、平成17年度に都道府県に対する国の助成を廃止するとともに税源移譲し、現在は、国枠を除き都道府県の自主的な判断の下で事業を実施している。

(1) 融資状況

令和元年度の融資実績は657億円で、融資件数は6,582件となった。

表6 農業近代化資金利子補給承認状況

	(単位：件、百万円)			
	令和元年度		平成30年度	
	件数	金額	件数	金額
個人施設	6,504	60,979	6,794	56,683
うち認定農業者向け	6,041	52,398	6,445	53,149
うちその他担い手向け	463	8,582	349	3,534
共同利用施設	78	4,738	79	4,600
合計	6,582	65,717	6,873	61,283

注：単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

(2) 融資残高

令和元年12月末の融資残高は1,948億円(うち国枠0.9億円)となった。

(3) 農業近代化資金(国枠)の予算及び決算

令和元年度における農業近代化資金利子補給金の当初予算額は142万3千円であり、決算額は17万1千円となった。

表7 農業近代化資金の予算額及び決算額(国枠)

	(単位：千円)			
	令和元年度		平成30年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業近代化資金利子補給金	(1,423)	(2,494)	(2,494)	273
	454	171	2,494	273

注：()内は当初予算である。

5 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金は、認定農業者に対して、農業経営改善計画に即した規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な短期運転資金を、都道府県農業信用基金協会と民間金融機関との協調融資方式により融通している。

(1) 融資状況及び融資残高

令和元年度末の極度契約額は332億円で、令和元年度末の融資残高は182億円となった。

表8 農業経営改善促進資金極度契約額

	(単位：件、百万円)			
	令和元年度		平成30年度	
	件数	金額	件数	金額
認定農業者	2,572	33,213	2,564	32,667

(2) 農業経営改善促進資金の予算及び決算

令和元年度における農業経営改善利子補給金等交付事業費の予算額は22百万円であり、決算額は18百万円となった。

表9 農業経営改善促進資金の予算額及び決算額

	(単位：百万円)			
	令和元年度		平成30年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業経営改善利子補給金等交付事業費	22	18	26	19

6 農業信用保証保険

農業信用保証保険制度は、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき(独)農林漁業信用基金が行う農業信用保証の制度を確立し、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする制度である。

(1) 農業信用基金協会の業務概況

令和元年度末の債務保証残高は7兆632億円(農業近代化資金1,822億円、農業改良資金9億円、青年等就農資金123億円、一般資金等6兆8,678億円)で、前年度末の6兆6,319億円に対し2,510億円の増加となった。

また、令和元年度中に基金協会が代位弁済を行っ

た金額は68億円で、前年度の69億円に対し1億円の減少となった。

この結果、令和元年度末の求償権残高は532億円となった。

(2) (独)農林漁業信用基金の業務概況(農業関係)

令和元年度末の保険価額残高は、保証保険2兆7,070億円で、前年度末の保証保険2兆7,143億円に対し72億円の減少、融資保険は53.5億円で、前年度の54.4億円に対し0.9億円の減少となった。各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金368億円となった。

また、令和元年度において基金協会等に支払った保険金の額は25億円で、前年度の24億円に対し1億円増加した。

(3) 農業信用保証保険関係の予算と決算

令和元年度においては、平成28年熊本地震及び令和元年台風第19号をはじめとした重大な気象災害により被害を受けた農業者の経営の早急な立ち直りを支援するため、被災農業者が必要とする農業近代化資金の借入について、債務保証に係る保証料を免除する等のための予算として(独)農林漁業信用基金に15万円、基金協会に126万2千円を交付した。

そのほか、東日本大震災復旧・復興のための予算として基金協会に1,650万円を交付した。

表10 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

	令和元年度		平成30年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業経営金融支援対策費補助金				
農業経営復旧・復興対策特別保証事業費	20,693	16,500	28,674	19,688
農業信用保証保険基盤強化事業補助金(含む流用)	15,218	1,262	16,714	1,520
農業信用保険事業交付金				
農業信用保証保険基盤強化事業交付金(含む流用)	6,191	150	6,191	0

第5節 農林漁業関係の税制

1 令和元年度税制改正の経緯

令和元年度の税制改正事項に関しては、与党において平成30年12月14日に税制改正大綱が取りまとめられ、同年12月21日に「平成31年度税制改正の大綱」が閣議決定された。その後、平成31年2月5

日に「所得税法等の一部を改正する法律案」等が国会に提出され、同年3月27日に成立した。

2 税制改正事項

(1) 農業経営の安定化・農業の構造改革の推進

ア 農地中間管理機構法の施行後5年後見直し等に伴い、以下の措置を講じた。

(7) 農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2千万円特別控除の適用対象に、農用地利用規程の特例に係る事項が定められた農用地利用規程に基づいて行われる農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地が、当該農用地の所有者の申出に基づき農地中間管理機構(一定のものに限る。)に買い取られる場合を加える。(所得税・法人税)

(イ) 農地中間管理機構法等の改正を前提に、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合すること等に伴う所要の措置。(所得税・法人税、相続税・贈与税、不動産取得税、固定資産税)

イ 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却(機械・装置40%、建物等45%)の適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)

ウ 農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(会社の設立・資本金の増加0.7%→0.35%等)の適用期限を2年延長した。(登録免許税)

エ 利用権設定等促進事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(2%→1%)の適用期限を2年延長した。(登録免許税)

オ 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置(取得価格の1/3控除)の適用期限を2年延長した。(不動産取得税)

カ 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置(取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2)の適用期限を2年延長した。(不

動産取得税)

キ 農業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(0.4%→0.15%)の適用期限を2年延長した。(登録免許税)【経産省等2省庁共管】

(2) 農林水産関連産業の振興等

ア 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置(1/4控除)について、次の措置を講じた。(事業所税)

(ア) 特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の改正を前提に、適用対象に菓子製造業、パスタ製造業及び砂糖製造業を加える。

(イ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の改正を前提に、適用期限を1年9月(個人の事業については2年)延長する。

イ 農業協同組合法の改正により農業協同組合中央会から組織変更した農業協同組合連合会のうち、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いることができるものについては、法人税について引き続き公益法人等とする等の措置を講じた。(所得税、法人税、消費税、印紙税、住民税、事業税、事業所税、地方消費税)

ウ 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置(適格合併の要件緩和)について、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会との合併を対象から除外した上、適用期限を3年延長した。(法人税)

エ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(研究開発税制)について、次の措置等を講じた。(所得税・法人税、法人住民税)【経産省等7省共管】

(ア) 試験研究費の総額に係る税額控除制度(総額型)について、税額控除率を見直した上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限を当期の法人税額の40%(現行25%)に引き上げる。

(イ) 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例について、税額控除率についても割増措置を講じた上で、その適用期限を2年延長する。なお、平均

売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度(高水準型)については、廃止する。

(ウ) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率の上限を14%(原則:10%)とする特例の適用期限を2年延長する。

(エ) 中小企業技術基盤強化税制における増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例について、増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例に見直した上、その適用期限を2年延長する。なお、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、税額控除率を割増することができる。

(オ) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度(オープンイノベーション型)について、次の見直し等を行う。

a 対象となる特別試験研究費の額に、委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること等の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額を追加し、その税額控除率を下記bを除き20%とする。

b 研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への上記aの委託研究に係る税額控除率を25%とする。

c 控除税額の上限を当期の法人税額の10%(現行:5%)に引き上げる。

オ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)〔中小企業投資促進税制〕の適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)【経産省等4省共管】

カ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)〔商業・サービス業・農林水産業活性化税制〕について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等が確認することを適用要件に加えた上、その適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)

【経産省等3省共管】

キ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除(10%、資本金3千万円超の法人は7%)〔中小企業経営強化税制〕について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)【経産省等4省共管】

ク 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限

を2年延長した。(法人税)【経産省共管】

(3) 農山漁村の活性化

ア 振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却(機械・装置24%、建物等36%)の適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)【国交省共管】

イ 過疎地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却(機械・装置10%、建物等6%)の適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)

【総務省等2省共管】

ウ 次の特定地域における工業用機械等を取得した場合の割増償却(機械・装置32%、建物等48%)について、その適用期限を2年延長した。ただし、次の③の措置は、奄美群島振興開発特別措置法の期限の延長を前提とする。(所得税・法人税)【国交省共管】

(ア) 半島振興対策実施地域

(イ) 離島振興対策実施地域

(ウ) 奄美群島

エ 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の特例適用農地等の買換え特例について、福島復興再生特別措置法に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業、東日本大震災復興特別区域法に規定する復興整備計画に記載された事業その他東日本大震災からの復興のための一定の事業の用に供するために譲渡した一定の避難指示区域等内に所在する特例適用農地等に係る代替農地等(一定の避難指示区域等内に所在するものに限る。)の取得期限は、当該特例適用農地等の所在する市町村内の避難指示区域に係る避難指示の全てが解除された日から5年(現行:譲渡があった日から1年)を経過する日とした。

(贈与税・相続税、不動産取得税)

オ 東日本大震災の津波被災区域を含む地域における土地改良法の規定による換地計画に基づき、事業実施地区外の農業者が取得する創設農用地換地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置(取得価格の1/3控除)の適用期限を2年延長した。(不動産取得税)

(4) 森林・林業施策の推進

ア 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置(適格合併の要件緩和)の適用期限を3年延長した。(法人税)(再掲)

イ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)〔中小企業投資促進税制〕の適用期限を2年延長した。(所得税・法

人税)(再掲)【経産省等4省共管】

ウ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)〔商業・サービス業・農林水産業活性化税制〕について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等が確認することを適用要件に加えた上、その適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)(再掲)【経産省等3省共管】

エ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除(10%、資本金3千万円超の法人は7%)〔中小企業経営強化税制〕について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)(再掲)【経産省等4省共管】

オ 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。(法人税)(再掲)【経産省共管】

カ 農業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(0.4%→0.15%)の適用期限を2年延長した。(登録免許税)(再掲)【経産省等2省庁共管】

(5) 水産施策の推進

ア 漁業法等の一部を改正する等の法律に関し、改正後の水産業協同組合法に規定する漁業協同組合等について引き続き協同組合等(法人税法別表第三)とする等の措置を講じた。(所得税・法人税、印紙税、事業所税、不動産取得税、固定資産税)

イ 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置(適格合併の要件緩和)の適用期限を3年延長した。(法人税)(再掲)

ウ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)〔中小企業投資促進税制〕の適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)(再掲)【経産省等4省共管】

エ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)〔商業・サービス業・農林水産業活性化税制〕について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等が確認することを適用要件に加えた上、その適用期限を2年延長した。(所得税・法人税)(再掲)【経産省等3省共管】

オ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）〔中小企業経営強化税制〕について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を2年延長した。（所得税・法人税）（再掲）【経産省等4省共管】

カ 東日本大震災の被災代替資産等（漁船）に係る特別償却（船舶24%）の適用期限を2年延長した。（所得税・法人税）【復興庁等2省庁共管】

キ 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長した。（法人税）（再掲）【経産省共管】

ク 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長した。（登録免許税）（再掲）【経産省等2省庁共管】

ケ 東日本大震災の被災代替償却資産（漁船）に係る固定資産税の特例措置（4年間、課税標準の1/2控除）（固定資産税）の適用期限を2年延長した。【経産省等2省庁共管】

(6) 税制改正見直し事項（廃止）

公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を10%増し）は、適用期限の到来をもって廃止した。なお、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、現行法による割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ減少した率による割増しを認める経過措置を講じた。（法人税）【経産省等4省庁共管】

第6節 農業者年金制度

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進するという政策目的を達成するために昭和46年に創設された。

その後、高齢化の進展等により、加入者1人で受給者約3人を支える状況等になったことから、少子高齢化などに対応できる安定した制度に再構築することとし、平成14年1月に制度改正を行った。これに伴い、農業者年金事業の実施主体は特殊法人農業者年金基金から独立行政法人農業者年金基金へ移行した（平成15年10月1日）。

1 制度の概要

(1) 政策目的

政策目的については、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること。

(2) 加入要件

加入要件については、国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の者。

(3) 財政方式

財政方式については、将来受け取る年金財源を加入者自らが積み立てる、加入者数や受給者数に左右されず長期的に安定した積立方式。

(4) 政策支援

認定農業者で青色申告の者等に対し、保険料の政策支援を行っている。

ア 政策支援対象者については、

(ア) 60歳までに20年以上加入することが見込まれる者

(イ) 必要経費等控除後の農業所得で900万円以下の者のうち、次の者

a 認定農業者又は認定就農者で青色申告者。

b aの者と経営方針や役割分担等について取り決めた家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者。

c 認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者。

d 35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者とする。

イ 政策支援割合は、対象者の状況に応じて2/10、3/10及び5/10の支援を行う。

ウ 国庫助成は、35歳未満であれば、要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算して20年間受けることができる。

2 被保険者等の状況（令和元年度末）

ア 加入者数（累計） 126,706人

イ 被保険者数 46,327人

ウ 令和元年度新規加入者 2,808人

第7節 農業協同組合等

1 農業協同組合及び同連合会

(1) 農協改革の経緯と農協系統の現状

政府においては、平成26年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」及び「規制改革実施計画」、加えて、農林水産業・地域の活力創造本部が同日に改定した「地域の活力創造プラン」において、農協・農業委員会等に関する改革の推進が農業の成長産業化に向けた大きな柱として盛り込まれた。

これらを受けて、平成27年2月13日、農林水産業・地域の活力創造本部において、「農協改革の法制度の骨格」が決定された。その後、第189回国会(常会)において、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が成立し、平成28年4月1日に施行された。

同法では、農協が事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限配慮をしなければならないことなどが定められた。また、同法に基づき、①全国農業協同組合中央会監査に代わって全ての農協(貯金量200億円以上)が会計監査人監査を導入するとともに、②全ての農協において理事等の過半数が認定農業者等となった。更に、③全国農業協同組合中央会は、令和2年9月30日に一般社団法人に移行し、全ての都道府県農業協同組合中央会は、同日までに農業協同組合連合会に移行した。

以上のような改革を経た農協系統の現状を概観すると、令和2年3月31日現在における農協の数は総合農協627、連合会が180で令和元年度中に総合農協が22減少している。令和元年度における総合農協の合併実績は9件であり参加農協数は29農協であった。

30事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、423万人(法人を除く。)で前事業年度末に比較し約5万8千人減少し、准組合員の数は617万人(法人・団体を除く。)で前事業年度末に比較し約3万7千人増加している。

(2) 農協系統の財務の概況

30事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額(負債・純資産の計)113兆8,655億円で、前年度比2.0%増加した。これら調達資金の92.0%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の92.6%である105

兆4,486億円が信用事業資産(預金、貸出金、有価証券等)であり、前年度比2.2%増加している。固定資産は前年度比1.7%減少し2兆8,140億円、外部出資は前年度比4.4%増加し4兆114億円である。

純資産については、7兆1,529億円で、前年度比1.6%増加した。

(3) 農協系統の行う各事業の概況

ア 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

30事業年度末における1組合平均の営農指導員数は21.1人である。また、営農指導員のうち耕種、畜産、野菜等の栽培技術指導に従事するものが大半を占め、一方、農家の経営指導に従事するものは全体の11.9%となっている。

イ 信用事業

農協における令和元年度末の貯金残高(譲渡性貯金を含む。)は104兆1,148億円、貸出金残高は21兆1,040億円(日本公庫資金及び金融機関貸出を除く。)、有価証券保有残高は4兆73億円となっている。

ウ 経済事業

30事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、4兆5,679億円となっており、そのうち主要なものは畜産1兆3,499億円(29.6%)、米8,587億円(18.8%)、野菜1兆3,103億円(28.7%)、果実4,210億円(9.2%)である。

また、購買事業の取扱高は2兆5,005億円となっており、そのうち主要なものは飼料3,290億円(13.2%)、肥料2,723億円(10.9%)、農薬2,204億円(8.8%)、農業機械2,376億円(9.5%)、燃料3,186億円(12.7%)、食料品1,795億円(7.2%)、家庭燃料1,902億円(7.6%)である。

エ 共済事業

令和元年度末の共済事業における長期共済保有契約高(保障ベース)は、245兆4,075億円(前年度末252兆6,726億円)、短期共済契約高(掛金ベース)は、4,751億円(前年度末4,805億円)となっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金1兆671億円、満期共済金3兆700億円、合計4兆1,372億円となった。

オ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県(郡)厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行

っており、令和元年度末現在では 32 都道府県で 33 連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は 105 病院、60 診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

カ 農業経営の実績

農協は、農地の引き受け手が不足し、又は不足すると見込まれる地域において、農業経営を実施しており、平成 30 年度末時点で、農業経営を実施している農協数は 57 となっている。

2 農事組合法人

農事組合法人は昭和 37 年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、令和元年度末においては 9,355 法人(前年度同期 9,416 法人)となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる 1 号法人の数は 940、農業の経営を行ういわゆる 2 号法人の数は 1,005、1 号及び 2 号の事業を併せ行う法人の数は 7,410 となっている。

また、作目別に見ると単一作目が 5,590 法人で圧倒的に多く、複合作目は 3,765 法人である。単一作目では、普通作(稲等)3,000 法人、畜産(酪農、肉用牛、養豚、養鶏等)917 法人、野菜 499 法人、果樹 311 法人等が多い。

3 農林漁業団体職員共済組合

(1) 農林年金制度の現状

農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象とした農林年金制度は、平成 14 年 4 月の厚生年金との統合により、職域年金相当部分のみを特例年金として支給するため経過的に存続することとなっている。(令和元年度末年金受給権者 12 万 9,475 人)

(2) 制度完了に向けた動き

平成 22 年 4 月から、特例年金に代えて一時金を選択できる仕組みを導入したことにより、年金受給者が大幅に減少するとともに、一人当たりの支給額も少額化が進んでいる一方、現行制度のままでは長期間にわたり事務コストを農林漁業団体が負担し続けることとなるため、平成 29 年 9 月に農林漁業団体と

年金受給者団体の双方から、一時金の支給を義務化して特例年金給付を早期に完了することの要望がなされた。

このため、統合前の旧農林共済組合員期間を有する者に対し、特例年金に代えて、将来分の特例年金の現価相当額を「特例一時金」として支給することを内容とする「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案」を第 196 回国会(常会)に提出し、平成 30 年 5 月 18 日に成立した(5 月 25 日公布)。施行日は令和 2 年 4 月 1 日とされ、農林漁業団体職員共済組合は施行日以後に実施される特例一時金の支給に係る業務が全て終了した時に解散することとなっている。

第 8 節 農業保険制度

1 概 要

農業保険(収入保険・農業共済)は、農業保険法(昭和 22 年 12 月 15 日法律第 185 号)に基づくもので、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補填する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、もって農業の健全な発展に資することを目的としている。

収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填するものである。

農業共済は、自然災害による収量減少等を補填するものであり、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済のほか、国の再保険を行わない任意共済がある。農業共済の共済事業の種類及び共済目的(対象となる作物等)は、表 11 のとおりである。

事業の実施体制は、収入保険にあつては全国農業共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)が元受けを行い、その保険責任の一部を国の再保険に付している。農業共済にあつては農業共済組合又は共済事業を行う市町村(以下「組合等」という。)が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会(以下「都道府県連合会」という。)の保険に付し、

更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている(地域の意向を踏まえ、都道府県の区域の組合と国との2段階制による事業実施も可能。)

また、全国連合会、都道府県連合会及び組合等(以下「農業共済団体等」という。)が行う保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務により、農業共済団体等に対し、共済金及び保険金の支払財源が不足する場合に融資を行っている。

表 11 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共済目的(対象となる作物等)
農作物共済	水稲、陸稲、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パイナップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
任意共済	建物、農機具その他上記以外の農作物等

注1：農作物共済及び家畜共済は、原則としてその実施が義務付けられている。他の共済事業は、地域の実態に応じて実施する。

注2：果樹共済には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。

注3：指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平を総称したものである。

注4：特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設(雨よけ施設等)をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。

注5：任意共済は、農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金国庫負担等の助成措置は行われていない。また、任意共済の共済目的として実施しているものは、建物、農機具及び保管中の農産物である。

2 制度の運営

(1) 令和元年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた処置

令和元年度は、台風第15号、第19号等により農作物等に被害が発生した。

被害の発生に対する主な対応としては、損害防止対策や事後対策の実施について組合員等への周知を図るとともに、遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払体制を確立するよう通知を發出し、農業共済団体等を指導した。

(2) 農漁業保険審査会

農漁業保険審査会(会長 甘利公人)は、農業保険法第223条の規定に基づき設置されており、農業保険法、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)及び漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)により、当該審査会の権限に属させた事項を処理する。

農漁業保険審査会には、農業再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の3部会が置かれており、それぞれの保険等について、政府を相手として提起する訴えに関して審査を行う。

(3) 家畜共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる家畜共済の共済掛金標準率の算定方式について、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会(農業保険部会)に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

農林水産大臣が定める家畜共済の共済掛金標準率は全国平均で乳用牛の死亡廃用共済 3.753% (農業者負担 1.8765%)、疾病傷害共済 48.227% (農業者負担 24.1135%) 等とされた。

3 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

(1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、昭和45年度から4次にわたり組合等の広域合併を行ってきており、平成22年11月からは1県1組合化を推進している。

この結果、平成31年4月1日現在で組合等数は109(うち組合76、共済事業を行う市町村33)で、このうち36都府県(青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口

県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び沖縄県)が1県1組合に移行している。

(2) 運営指導

平成31年4月19日に都道府県主管課長及び農業共済団体参事を集め、令和元年度における農業保険事業の運営方針等について説明し、農業共済団体等に対する指導及び農業保険事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、都道府県及び農業共済団体等の担当者を集めた会議や種々の研修会を開催し、事業の適正運営に関する指導や研修を実施した。

(3) 団体等への助成

収入保険及び農業共済の事務を行うのに要する人件費、庁費などの経費を、収入保険又は農業共済の事務費負担金として負担している。令和元年度は、全国連合会に農業経営収入保険事業事務費負担金16億2,278万円、11都道府県連合会及び76農業共済組合に農業共済事業事務費負担金347億7,657万円を交付している。

なお、共済事業を行う市町村の共済事業に要する事務経費については、地方交付税として措置されている。

4 事業の実績(任意共済事業を除く)

(1) 加入状況

令和元年の収入保険の加入件数は2万3千経営体であり、総保険金額は2,622億円となっている。

令和元年産(度)の農業共済の延加入件数は129万経営体であり、総共済金額は3兆4,243億円となっている。

(2) 保険料等の国庫負担

令和元年の収入保険の保険料は55億円であり、その半分を国庫が負担している。また、積立金は321億円であり、その75%を国庫が負担している。

令和元年産(度)の農業共済の共済掛金は合計で967億円であり、このうち国庫負担は488億円、農業者負担は478億円、平均国庫負担割合は51%となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については2段階の超過累進制(共済掛金標準率3%を境に50%と55%)をとっており、その他は定率で、畑作物は55%(蚕繭は50%)、豚40%、その他の作目(水稻、果樹等)については50%と定められている。

(3) 保険金等の支払状況

令和元年の収入保険の保険金は73億円、特約補填金は74億円(令和2年8月末現在)であった。

令和元年産(度)の農業共済の共済金は合計で954億円(令和2年8月末現在)であった。

(4) 食料安定供給特別会計 農業再保険勘定

この勘定は、国の行う農業再保険事業等を経理するためのものである。

令和元年度の農業再保険勘定における収支(計数は単位未満切捨てによる。)は、収入729億4,038万円、支出604億1,177万円、差引125億2,860万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額74億1,063万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると51億1,797万円の剰余となる。

その剰余金は積立金として積み立てることとして、決算を結了した。

(5) 独立行政法人農林漁業信用基金(農業保険関係業務)の事業実績

農業保険事業に係る共済金及び保険金の支払に必要な資金として、令和元年度に独立行政法人農林漁業信用基金が農業共済団体等へ貸し付けた実績(貸付残高)はない。

なお、同年度においては、台風15号及び第19号の被害に伴い、2件10億円の貸付けを行っている。